

木を使いたいと思ったら?

## 販売・施工事業所情報

	薪	薪ストーブ	薪ボイラー	ペレット	ペレットストーブ
<b>(有)オフィス・チムニー</b> 〒680-0912 鳥取県鳥取市商栄町122-1 (第一設備工業ビル2F) ☎0857-23-7422	—	○	—	—	○
<b>智頭石油(株)</b> <b>グリーンステーション課(智頭町)</b> 〒689-1425 八頭郡智頭町福原294 ☎0858-75-0635 ----- <b>鳥取支店</b> 〒680-0845 鳥取市富安1-88 ☎0857-24-0474	○	○	○	—	—
<b>石谷林業(株) 智頭支店</b> <small>原木(げんぼく)市場運営、薪の製造出荷地 ※薪クラブでのネット販売</small> 〒689-1404 鳥取県八頭郡智頭町市瀬1438-1 ☎0858-75-0635	○	—	—	○	○
<b>(有) 赤崎清掃</b> 〒689-2501 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碓1986-2 ☎0858-49-2033	—	—	—	○	○
<b>(株) 三和</b> 〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町智頭1211-1 ☎0858-75-1158	—	—	—	○ (配送可能)	○
<b>中海工業(株)</b> 〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町1丁目55 ☎0858-26-4431	—	—	—	△ (相談可)	○
<b>美津吉商事(株)</b> <small>※展示は真庭支店のみ</small> <b>鳥取支店</b> 〒680-0911 鳥取県鳥取市千代水2丁目87 ☎0857-28-0506 ----- <b>倉吉営業所</b> 〒689-2114 鳥取県東伯郡北栄町北尾533-6 ☎0858-36-4551	—	○	—	○	○
<b>(有) やまびこ興業</b> 〒682-0123 鳥取県東伯郡三朝町大字三朝663-1 ☎0858-43-1345	—	—	—	○	○
<b>田澤産業(株)</b> 〒680-0021 鳥取県鳥取市材木町381 ☎0857-23-2061	—	—	—	○	○

## 薪の会情報

薪を販売したり、薪割体験などを開催したりします。

名称	電話番号	HP
千代川流域薪の会 (NPO 法人 賀露おやしの会内)	0857-28-2257	<a href="http://maki.karoyaji.org/">http://maki.karoyaji.org/</a>
薪プロジェクト (鳥取県中部)	090-1335-9919	<a href="http://www.geocities.jp/makiproject311/seisannkumiai.html">http://www.geocities.jp/makiproject311/seisannkumiai.html</a>

木を使いたい人への支援は？



# 補助金情報

平成27年10月1日現在

県内市町村補助制度の概要				県内市町村補助制度の概要 (担当・電話番号・HP)	
市町村名	対象設備	補助率	1件当たりの限度額		
鳥取市	自ら居住する鳥取市内の住宅等に薪ストーブ、ペレットストーブを設置する方。	1/10	・薪ストーブ 6万円 ・ペレットストーブ 6万円	生活環境課 環境政策係	TEL.0857-20-3218 <a href="http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1395796056263/">http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1395796056263/</a>
岩美町	薪ストーブ等 ・自ら居住する町内の住宅に薪ストーブ等を設置する方。	1/10	6万円	環境水道課 環境係	TEL.0857-73-1567 <a href="http://www.iwami.gr.jp/dd.aspx?itemid=4356#itemid4356">http://www.iwami.gr.jp/dd.aspx?itemid=4356#itemid4356</a>
智頭町	薪を利用し、発生した熱を利用する機器であること。町内の住民・事業者であること。	3/10	30万円	山村再生課	TEL.0858-75-3117 <a href="http://www1.town.chizu.tottori.jp">http://www1.town.chizu.tottori.jp</a>
若桜町	・若桜町内にお住まいの方 ・若桜町内の事業所、団体等	1/2	40万円	産業観光課	TEL.0858-82-2238 <a href="http://www.town.wakasa.tottori.jp/?page_id=20">http://www.town.wakasa.tottori.jp/?page_id=20</a>
琴浦町	木質燃料を使用する機器であること。 町内の住民・事業者であること。	(本体額の) 1/3 以内	15万円	町民生活課	TEL.0858-52-1703 <a href="http://www.town.kotoura.tottori.jp">http://www.town.kotoura.tottori.jp</a>
大山町	自ら居住する(これから居住する)住宅に薪ストーブ等を設置する方。	1/3	18万円	企画情報課	TEL.0859-54-5202 <a href="http://www.daisen.jp/p/1/10/2/53/">http://www.daisen.jp/p/1/10/2/53/</a>
南部町	自ら居住する南部町内の住宅に木質資源利用ストーブ、ボイラー等を購入し設置された方で、町税等の滞納のない方。	1/2	10万円	企画政策課 企画戦略室	TEL.0859-66-3113 <a href="http://www.town.nanbu.tottori.jp/p/admin/kikakuseisakuka/2/3/">http://www.town.nanbu.tottori.jp/p/admin/kikakuseisakuka/2/3/</a>
伯耆町	町内に住所を有し、自ら居住する住宅に対象設備を設置される方。	2/5	18万円	地域整備課 環境整備室	TEL.0859-68-5539 <a href="http://www.houki-town.jp/new1/10/12/8/z760q127w396m620q6/">http://www.houki-town.jp/new1/10/12/8/z760q127w396m620q6/</a>
日南町	町内の住宅、集会所、事業所に木質燃料(薪、木質ペレット、木質チップ等)を利用し、発生した熱を利用する機器を設置する方または団体もしくは事業所。(他の熱源と一体になった機器も補助対象)	1/2	5万円	住民課 住民生活室	TEL.0859-82-1112 <a href="http://www.town.nichinan.lg.jp/p/1/15/7/9/2/">http://www.town.nichinan.lg.jp/p/1/15/7/9/2/</a>

※平成28年度は追加の可能性もあります。

追加の情報などは、鳥取県環境立県推進課「県内市町村の新エネルギー導入への助成制度」を参照ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=155367>